

和歌山県中央児童相談所長 様

和歌山県中央児童相談所の第三者評価
報告書

(令和6年度3月)

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

J-Oschis
日本児童相談業務評価機関

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

児童相談所第三者評価の実施方法

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関は以下の方法で和歌山県中央児童相談所第三者評価を実施した。

●評価の方法

2020年度厚生労働省調査研究事業「児童相談所における第三者評価 ガイドライン（案）」（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）を基に日本児童相談業務評価機関が改訂した「児童相談所における第三者評価ガイドライン(2024年度版)」(以下ガイドライン)を用いて、次の方法で実施した。

1 各所アンケート

・ 自己評価アンケート

57項目について、児童相談所職員それぞれに自己評価を行ったうえで所全体のとりまとめ評価を実施し、とりまとめ評価を所としての自己評価の結果とした。職員それぞれの評価ととりまとめ評価を評価員が送付を受けた。

・ こどもアンケート

当該児童相談所から措置を受けた小学4年生以上のこどもを対象に、施設措置中のこども、里親委託中のこども、在宅指導中のこども(児童福祉司指導は全対象、その他についてはアンケート実施期間中に面会のあったケース対象)に対してアンケートを実施した。各回答を集計し、結果を評価者が送付を受けた。

・ 関係機関アンケート

当該児童相談所から措置を受けたこども(全年齢対象)がいる施設、里親、また管轄市区町村を対象にアンケートを配布し、集計結果を評価者が送付を受けた。

2 事前準備資料

評価に必要と思われる次の資料を施設から徴し、評価者が精査した。

事業概要、研修計画、事務分掌、子どもに対する説明資料（権利ノート等）、その他必要と思われる情報 等

3 実地調査

- (1) 所長・マネジメント層からの全体説明
- (2) 援助方針会議傍聴
- (3) 個別事例ヒアリング
- (4) 新人職員ヒアリング(1～3年目の児童福祉司・児童心理司 等)
- (5) 新人スーパーバイザーヒアリング(SV経験の短い児童福祉司・児童心理司 等)
- (6) 施設見学
- (7) フィードバック

4 報告書の提出

●評価項目の評価

ガイドラインの評価基準に従い、各評価項目は、S～Cの4段階で評価した。

評価ランクの考え方

評価ランク	評価基準
S	優れた取り組みが実施されている 他児童相談所が参考にできるような取り組みが行われている状態
A	適切に実施されている よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	取り組みが十分でない 「A」に向けた取り組みの余地がある状態
C	重点的に改善が求められる、または実施されていない

— 目次 —

児童相談所第三者評価の実施方法.....	1
目次.....	3
総評	
総評.....	5
第Ⅰ部 子どもの権利擁護と最善の利益の追求.....	9
第Ⅱ部 児童相談所の組織.....	12
第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理.....	16
第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援.....	18
第Ⅴ部 社会的養育の推進.....	20
第Ⅵ部 家族とのかかわり・家族への支援.....	22
第Ⅶ部 市区町村や関係機関との連携.....	23

総評

(2024年12月10日(火)～11日(水) 実地調査実施分)

総評

和歌山県中央児童相談所(以下、「中央児相」)は、2024年度に和歌山県子ども・女性・障害者相談センターから分離され、中央児相として新たに組織されたところでした。所長以下管理職を中心に、同所が抱える課題を率直に見つめ、疲弊する児童相談所(以下、「児相」)を本来の役割を果たすべく活性化するためアクションプランを策定し、職員が前向きに安心感をもって子どもの権利保障をめざす活力ある組織として再出発をしようとしていることがうかがわれました。その理念、方針が、次第に所内にも浸透し、様々な場面で信頼関係が構築され、明るさが取り戻されつつある様子が見受けられました。

○子どもの権利擁護と最善の利益の追求

あらゆる場面において、子どもの意見表明支援、意見反映のための様々な仕組み、工夫が試みられ、子どもの権利ノートの活用、アドボケイトの活動も活発に行われていました。既に、児童福祉審議会への子どもの不服申し立てが行われているという実践は特筆すべきことです。

ただ、子どもの意見聴取の担い手が児童心理司となっている現状があるとのことでした。児童福祉司、一時保護所職員も子どもの意見を聴取する大事な立場にあることを再確認し、特に一時保護所職員がケースワークを担う一員として、対等な立場で参加するシステムを構築することを目指す取り組みを進めていくことを希望します。

また、権利保障を理念としてだけ捉えるのではなく、日々の子どものふれあいの中で実践し、子どもが、生まれてきてよかった、ひとりぼっちではない、自分の道は自分で選べると実感できる取り組みをすることをお勧めします。

子どもの権利保障は、働く職員の権利保障があってこそ実現できるものです。職員の皆さんが児相の運営理念を共有し、子どもの権利保障を目指しつつ、一人ひとりの職員も人間として大切にされ、自由に行動できる職場になることを期待します。

○児相の組織

児相として新たに組織化されたことにより、ミッションが明確化され、専門性を高めるための所内研修、自主研修が盛んに行われるようになってきました。また援助方針会議は、ケース検討にあたる担当職員の報告が尊重される形で進行し、活発な議論が展開され、課長職らの提案やフォローが OJT の役割を果たし、職員の心理的安全性が守られる運営が実現しつつあると見受けられました。公用車の大幅増車、職員執務室のフリーアドレス化など、ハード面での改善も顕著でした。

一方、児相の職員数が法定数を満たしていないという現状があります。職員が心身に余裕をもって、休暇を取得したり、研修に参加できるようにするためには、まず法定定数を満たすことが早急に必要です。そのために県は、受験資格の見直しや募集要件の柔軟化なども検討されてはいかがでしょうか。会計年度職員の採用を検討する必要もあるのではと考えます。また、市町村支援担当福祉司による中軽度のケースを市町村との連携によって担当できる体制を作ることは急務であると考えます。

児相で働く職員のモチベーションを維持し、勤務を続けるうえでの不満や不安を軽減するためには、人材育成計画やキャリアパスを示し、ライフステージに添った勤務状態をイメージできるようにすることが大切です。主管課と協議し、早急に作成されることを希望します。

職員の時間外勤務を減らすための工夫も必要だと考えます。そのための記録作成の省力化、クレークや運転士の採用なども、検討いただければと思います。公用携帯を持ち回りして、24時間対応することも、職員の拘

束感や心身疲労感を助長している側面もあると考えます。民間機関の活用、警察署との連携など、抜本的な検討が必要です。

○子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理

事前の自己評価アンケートでは、援助方針会議での意見交換が十分にできていないということが指摘されていましたが、評価員が傍聴した会議では、ケース担当者、スーパーバイザー(以下、「SV」)、管理職その他の職員の間で活発な意見交換がなされ、また今後の作業についても、助け合って進めようとする姿勢がよく表れていました。ケース管理も適切になされており、ICTも見事に活用されていました。

今後の取り組みとして、受理会議を定期的を開催すること、援助方針会議での協議の優先課題を見極めること、虐待ケースの在宅指導をより適切に運用することなどが挙げられます。

○社会的養護で生活する子どもの支援

児童養護施設や里親と、児相との協働関係は適切に行われており、支援方針を相互によく理解し、定期的な訪問カンファレンスを行って、子どもの状況を支援計画にタイムリーに反映させていました。措置されている子どものアンケート回答数が130通と多かったことから、子どもにとっても児相の存在の大きさが伺われます。

措置された子どもの権利擁護を推進させるため、児相職員が施設や里親を訪問したときに、子どもの権利ノートと一緒に読み直し、また子どもの意見聴取を十分に行い、支援計画に反映させてください。

県内の措置先が少なく、県外施設に委託せざるを得ない状況を踏まえ、社会的養護体制の充実のために、県庁をはじめ関係機関への働きかけを強め、また在宅支援の拡大を検討することを提案します。

児童精神科医の不足は児相だけで解決できることではないので、県レベルで精神保健福祉センター、保健所、保険医療と協働して精神科医療へのアクセスを改善してください。

○社会的養育の推進

新しく設置された里親支援センターと児相の連携が進み、家庭養護推進への積極的な姿勢が見て取れました。

家庭養護の担い手の確保、育成に苦勞されている様子が見えましたが、目標値を掲げ、特に乳幼児への家庭養護の推進を目指して、里親支援センターとのさらなる緊密な連携を進め、一体となった取り組みを望みます。家庭養護担当職員以外の児相職員が家庭養護への理解を深めるよう、援助方針会議その他日々のケース協議の中で家庭養護推進へ向けての計画、情報を意識化していくことも必要であると考えます。

また里親委託への親権者同意の取り付けへの努力、常勤弁護士を活用した法的措置、未委託家庭への短期委託の実施なども、引き続き取り組みを進められることを期待します。

○家族とのかかわり・家族への支援

サインズ・オブ・セーフティの手法を積極的に取り入れ、イラストを用いた資料を用意し、子どもや家族に適切な理解を促していることが認められました。ケース担当者間の引継も適切に行われ、一貫した支援が行われていました。知的障害や非行相談にも、心理職の専門性を活かした取り組みがなされています。

さらに在宅支援を充実させるために、支援計画を具体的に言語化すること、市町村を巻き込んだ支援体制を検討することが望まれます。

○市町村や関係機関との連携

児童家庭支援センターへの指導委託を活用し、児相が主体となるべきケースと、地域が主体となるべきケース

の役割分担が明確に行われていました。市町村だけでなく、警察、検察、医療機関との連絡協議会が定期的
に開催され、連携方法を明確にする機会が作られています。

今後、在宅支援のケースに地域の社会資源をもっと積極的に利用することをお勧めします。そのためには、児
相が地域の子育てに関するサービスの種類、程度、内容について知り、地域の子育て支援計画に関わる姿勢
が求められます。

児相内の市町村支援担当児童福祉司による市町村の情報の収集、市町村の受理会議等への出席、個
別ケース担当との連絡調整などを行い、市町村への情報提供、助言などの後方支援をすることが必要です。ま
た、市町村の担当者が人事交流として児相で勤務したり、援助方針会議に出席するなど、支援方法、支援
技術などを共有する取り組みも検討を進められることを期待します。

児相職員が市町村の会議に出席した後は、直属の上司が市町村に謝意を伝え、報告を受けていることを
連絡することにより、児相が組織として対応していることへの理解を求めることができます。また、児相と市町村と
の援助方針の合意が困難な場合には、児童福祉審議会へ意見を求めて、助言を得て、援助方針の合意形
成のために、活用することも有用です。

取組み主体	課題、取組むべき事項、具体的な取組み内容の提案 等
職員	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの権利保障を日々子どもとの対応の中で実現し、子どもが児相に来ることができてよかったと思えるような取り組みを期待します。 ○施設や里親に措置された子どもを訪問したときには、子どもの権利ノートと一緒に読み、子どもの意見聴取を行うことを心がけることをお勧めします。 ○子どもの権利保障は、職員の権利保障なくしては実現しないことを確認し、職員自身の人間としての尊厳を維持しつつ、困難な事案や苦しい対応が予想される場合の複数での対応、つらい経験を周囲の職員同士で慰労しあえる職場の雰囲気づくりに努めてください。
児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの権利ノートに、苦情解決のためにアドボケイトへの相談、児童福祉審議会への申立の方法があることも、追記することをお勧めします。 ○新任ケースワーカーのための事例研修資料に別章を設け、一時保護、保護所での生活、援助方針の決定などの場面で、子どもの意見表明権の保障に、どう取り組むかについての事例も追加することを期待します。 ○子どもの意見聴取は児童心理司だけではなく、児童福祉司の役割でもあり、特に一時保護所職員は重要な意見聴取者であることを確認し、その実現に努めてください。 ○児相には児童福祉法等に基づく法的対応が住民から求められ、時に暴力的な言動にあうこともあります。また、最近ではインターネットの普及で SNS 等を通じ児相職員の対応批判も瞬時に拡散します。所長はじめ管理監督職の方々には、こうしたストレスフルな現場で働く職員のストレスチェック、メンタルヘルスに十分、留意されることを希望します。 ○職員の時間外勤務を削減するため、記録の省力化、クレーク、運転士の採用、夜間持ち回り携帯電話対応の見直しなどを検討することをお勧めします。

	<p>○受理会議の定期開催、援助方針会議での優先課題選定を検討してください。</p> <p>○家庭養護の実情、目標、計画などについて、担当部門だけでなく、児相職員全体で共有し、理解できるよう、工夫することが望まれます。そして里親委託への親権者同意取得の努力、困難な場合の法的措置、未受託里親への短期委託などを進めることを期待します。</p> <p>○特に、一時保護中の子どもの通学が可能と判断される場合、地域に在住する里親の活用がいっそう求められています。様々な特長のある子どもであっても受託してもらえる里親家庭の確保と育成を望みます。</p> <p>○市町村支援担当福祉司を設置し、市町村との社会資源、サービスに関する情報収集、ケースに対する意見交換、支援計画策定、支援の協働が期待されます。</p> <p>○市町村との人事交流をはかり、組織的対応を行うことにより、在宅支援における協力関係の構築をめざしていただきたいと考えます。</p> <p>○子どもの権利保障のみならず、援助方針について、親子間で、親と児相間で、児相と市町村間での意見が一致しない場合にも、児童福祉審議会を活用することをご検討ください。</p>
設置自治体	<p>○児相職員の不足に対し、早急に対応されることを期待します。そのために受験資格の見直し、募集要件の緩和、会計年度職員の採用などの検討が必要と考えます。和歌山県の児相としての魅力をより一層明確にした他自治体向けの独自求人・広報はじめ、任期付き・経験者採用など多様な採用形態の積極的活用も県として促進することをお勧めします。</p> <p>○職員の勤務のモチベーション維持をはかるために、職員育成計画やキャリアパスを作成してすることをお勧めします。</p> <p>○県内の子どもの措置先となる施設、里親の不足を解消するため、関係機関と協働すると共に、在宅支援を行うことができる市町村の体制強化、子育てサービスの充実を期待します。</p> <p>○医療が必要な子どもの入居先探し、精神科医療を必要とする子どもの受診が、困難となっています。県として、保健、医療などの関係機関と協働し、体制を整備し、改善をはかることを望みます。</p> <p>○県としても、子どもの権利擁護の観点から、在宅支援の充実が求められていることを認識し、市町村支援担当福祉司の適切な活用を進めることをお勧めします。</p>
国	

第 I 部 子どもの権利擁護と最善の利益の追求

－職員一人ひとりが、子どもが権利の主体であることを意識した対応を行っているか

総 評
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
<p>【優れている点】</p> <p>○子どもの意見表明権の尊重</p> <p>子どもの対応、援助方針を検討していく際に、子どもの意見を尊重しようとする基本的な姿勢が築かれつつあると見受けられました。各種記録に子どもの意見記載欄が用意され、援助方針会議に子どもの声を反映させるために、手紙、動画などの方法を子どもに提案するなどの工夫がなされています。</p> <p>個別ケースにおいても、児相や父母、里親と子ども間で、方針が異なる困難なケースにおいて、サインズ・オブ・セーフティの方法を用いて、図示しながら子どもや家族に丁寧に説明し、関係調整、信頼回復を図った例が報告されていました。子どもの意見を尊重し、子どもの意見と異なる方針がとられることについて子どもに丁寧に説明をし、合意をはかる努力がなされていることがうかがわれます。</p> <p>○アドボケイトの導入</p> <p>一時保護所へのアドボケイトが導入され、子どもの気持ち、意見を聴きとり、また意見表明する方法を説明するなどの活動がなされていました。令和 5 年度のアドボケイトの実施件数が 500 回にのぼり、早くから子どもの権利擁護に取り組まれた成果があがっています。実績として、児相が提案した援助方針に異議のあった子どもが児童福祉審議会権利擁護部会に申し立てをして、丁寧な審議、応答を得られた事例がありました。2024 年 4 月に開始されたばかりの制度が活用されている、先駆的な事例と言えます。</p> <p>○子どもの権利ノートの作成</p> <p>一時保護所に入居した子どものために、年齢別に子どもの権利ノートが用意されていました。内容は、一時保護所での生活実態に即して権利を説明するものとなっています。</p> <p>○支援と介入の両立</p> <p>子どもの権利を守りつつ、保護者を支援することが児相の機関責務として求められている中で、家庭内に介入してでも子どもの生命を守ることも住民から期待されており、職員はこの「支援」と「介入」をいかに両立させていくかに日々奮闘しながらケースワークを展開されているかが現地調査でわかりました。</p> <p>【今後の取組み提案】</p> <p>○子どもの意見聴取の担い手</p> <p>子どもの意見聴取について、子どもの面接は児童心理司が行い、親の面接は児童福祉司が行うという分業がなされている場合があるとの説明がありました。児童福祉司が児童心理司から十分に報告を受けているとしても、子どもはケースワークの担い手である児童福祉司が自分の話を聞かずに、あるいは意見交換をせずに援助方針を決めていると考えるでしょう。子どもと直接話し合っこそ、子どもの気持ちや意見は理解できる部分が大いことは間違いありません。子どもの意見は、児童心理司と児童福祉司の双方が聴取するように運用を進め</p>

ることをお勧めします。

さらに、子どもの意見を子どもの身近で最もよく聞いているのは一時保護所職員です。職員が子どもの気持ち、意見聴取の最前線にいるということを職員自身も、児童福祉司や児童心理司も認識することが大切です。そのことにより、言葉にならない子どもの気持ちや意見、あるいは発言したことは異なる内心のつづやきなどを一時保護所職員が聴き取ることに努め、日々の生活援助や援助方針に反映することができるようになります。一時保護所職員がケースワークを行うチームの一員として、対等な立場で参加するシステムが構築されることが必要でしょう。児童記録として共有するだけでなく、観察会議、個別ケース会議の開催、援助方針会議への一時保護所職員の参加などの実現に努めることを期待します。

○子どもの権利ノートの使い方、人権保障の実践

子どもの権利ノートは一時保護所の職員が子どもに説明しているということでしたが、入所時の子どもの混乱した状態での一度だけの説明で子どもの中に定着するということは難しいと考えます。職員だけでなく、児童福祉司、児童心理司らも、折に触れ、子どもの権利ノートの内容を確認すること、一時保護所内で子どもたちの権利学習を行うことなど、子どもおとなも繰り返し子どもの権利に触れる機会を増やすことを希望します。

現在の権利ノートには、アドボケイトや児童福祉審議会への不服申し立てについての説明はないようです。既の実現していることから、是非、権利ノートに記載して子どもたちに知らせることを期待します。

また、子どもの権利という表現を繰り返せばいいということではなく、日々子どもとのふれあいの中で子どもの人権保障を実践することが大切です。そのためには、①生まれてきてよかったね。②ひとりぼっちじゃないんだよ。③あなたの道はあなたが選ぶ。という、人権保障の3本柱（子どもシェルター全国ネットワーク会議編 子どもシェルター運営指針より）を念頭において、子どもへの言葉がけ、まなざし、子どもと共なる行動のあらゆる場面で、その理念に相応しい実践を工夫することをお勧めします。

○子どもの権利保障は、おとなの権利保障から

子どもの権利は、おとなたちの権利保障が実現していないところでは保障することができません。児相の職員である皆さまが尊厳を維持し、互いの信頼関係の中で仕事ができ、各自の選択を大切にされる職場があること、つまりは人間としての権利が守られている現場でこそ、子どもたちの権利保障、子どもたちの幸せを実現することが可能となります。

和やかな職場、わからないことは質問でき、誰でも意見のいえる組織づくりのために、様々な努力をされていることがよくわかりました。その方向性を維持し、所員皆さまがその理念を共有し、活気ある児相となって子どもたちの幸せのために働いていくことを期待します。

○子どもの意見表明の大切さを研修資料にも

独自に作成されている児相への転入職員のための「児童相談所新任ケースワーカーのための事例検討資料」（第7次改訂）は、素晴らしい出来栄です。この冊子はあくまでもケースワークの展開を主眼として作成されたものですが、この冊子を活用し、子どもの意見表明等支援制度や、2025年度から始まる一時保護の司法審査制度への対応を含め、児相がかかわる子どもの様々な場面（一時保護/保護所での生活/施設入所への移行/家庭復帰など）における権利擁護を守るための意見表明権への向き合い方の視点から、今後、新たな章立てをして、加筆することを提案します。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.1	子どもへの向き合い方は適切であるか	A
No.2	子どもの権利についての説明を適切に行っているか	A
No.3	様々な場面で子どもに対する説明と意見聴取、記録の作成を適切に行っているか	A
No.4	子どもの意見や意向を尊重する対応を行っているか	S

第Ⅱ部 児童相談所の組織

－児童相談所の機能を果たすために必要な体制が確保され、組織としての取組みが行われているか

総 評
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
<p>【優れている点】</p> <p>○組織改編による児相機能強化 当総合施設内の児相所長は、これまでの児相部門・女性相談部門・障がい者支援部門の統合所長(和歌山県子ども・女性・障がい者相談センター所長)から児相だけを所管する管理職となった点は、職務のスパン・オブ・コントロールから適切な組織編制であったと評価できます。また、心理判定課が児相の業務に特化した部署として、新たに再編設置されたことも業務の効率化に有為となった点として評価できます。</p> <p>○児相のミッションの明確化 児相として組織の理念を設定していることで、職員のミッションや目指す方向が明確になっていることは厳しい環境の中にあっても、職員が業務の意義に立ち返りつつ一貫した姿勢で職務に当たる根拠となっています。 例えば、所長が作成されたパワーポイントの資料集「組織の『援助力』を取り戻す」では、この児相の疲弊していた現状を率直に認め、問題点を整理し、その改善のためのプロジェクトを立ち上げ、判定会議、援助方針会議の見直し、サイズズ・オブ・セーフティの導入、その他のアクションを言語化して、子どもの権利擁護を主眼に据えた新たな組織づくりへの道筋を示しています。職員全体で繰り返し共有し、確認し、その時の状況に応じて、見直していくことが期待されます。</p> <p>○組織としての推進力維持 児相職員に対して、所長自ら運営指針を示した職員研修を実施するなど、所内外の丁寧な研修が組まれています。援助方針会議等も職員の OJT となっており、会議もケース担当職員の意見を尊重し傾聴する形で進行されています。会議の中で、担当職員が保護者等への援助方針結果や子どもの行動等に関する説明資料を作成するという内容が話し合われた際、課長職が担当職員へ「一緒に作成していきましょう」と声をかけていました。また、係長職においては、異なる経験年数の係員同士をペアにして業務に当たる場面をつくり、相互研鑽を図っている点、係員担当ケースの細部を把握し、会議等でのケース説明の際に係員の説明補足が即対応できるように備えている点など、様々な場面での職員育成を主眼にした取り組みは高い評価に値します。 児相という厳しい職務の中、職員全体で盛り上げていこうとする雰囲気、様々なワーキングチーム、プロジェクトチーム、勉強会があり、児相全体の前向きベクトルが出ています。何よりも色々な不満、会議等で生じる市町村や学校等関係機関との意見の相違も児相内で共有できており、職員の心理的安全を含めて、職員が「守られている」と感じる職場環境になっていることは評価できます。</p> <p>○ハード面での取り組み 子どもの最善の利益を守るために、児相の環境向上も重要です。家庭訪問にも支障をきたすほどであった公用車不足に対して、10 台程度増車し、管轄が広範囲である中央児相の外勤等訪問を伴う業務を補完したことは評価できます。 職員増により手狭になりつつある執務室を「フリーアドレス化」することで、今後の職員増に備えつつ、支援事</p>

例に関する横断的フリーカンファレンスが容易にできるようにするなど、さらなる業務改善を目指して環境改善を進めていることは、高く評価できます。

【今後の取り組み提案】

○児相職員のモチベーションの維持

児相等を勤務先とする社会福祉士等資格免許職の職員について、他一般行政職と比べ勤務場所および年数が偏っている状況となっていました。児相という他の部署にない経験や知識、調整力を要する職場の特性ともいえるのかもしれませんが、それゆえにそこに働く職員にとっては、働き続ける上で先の不安や現状での不満が生じている状況です。社会福祉士等資格免許職職員の目に見える形で人材育成計画やキャリアパス等を提示し、職員がライフステージに添ってイメージできるようにすることが、モチベーション維持に最も重要です。児相の主管課、人事担当部局と協議し、早急に作成されることを希望します。

○児相職員の採用と編成について

2024年度和歌山県中央児相の児童福祉司法定基準数52名に対する実際の配置数37名、児童心理司法定基準数25名に対する実際の配置は21名となっています。明らかな職員数不足であり、早期に基準数を満たす必要があります。加えて、児相職員が心身的余裕をもって研修を受け、年休取得する権利等を保障するため、職員休職や退職を見越したうえで加配配置する必要があります。

しかし、和歌山県における社会福祉士等資格免許職の令和6年度採用試験受験資格では、昭和60年(1985年)4月2日以降に生まれた人(39歳以下)とされており、他自治体よりも受験可能年齢は限られた年代となっています。これでは他自治体の児相等の児童相談業務経験のある即戦力職員を幅広く受け入れるには十分とは言えない状況です。他自治体では年齢59歳まで受験を可とし、受験地も自身の自治体だけでなく、大都市圏でも採用試験を実施する等、多くの受験者を募る手立てをしています。早急に人事・採用試験所管部署等との調整協議が望まれます。

全国的に児相の職員は不足しており、人材確保が大きな課題となる中、不足職員数が次年度全て満たされるということは、現実的に不可能な状況です。よって、児相の組織体制の中で、優先的に配置すべきポスト、職種を検討し、計画的配置を検討し、示すことが重要になります。業務委託できないポストや集中的に取り組むことで大きな効果があげられるポスト等を配置検討することになりますが、和歌山中央児相においては、まず市町村担当福祉司の効果的な配置が望まれます。

市町村と児相は軽度中度重度のリスク分けでケース支援を分担しています。現在のように児相が重度のケースを支援しながら、担当している地域の中度軽度のケースを市町村と並行的に支援対応している状況では、リスクの高い重度ケースに注力できず、重大事例発生の危険性が高まってしまいます。

市町村担当福祉司等の市町村支援チームを置くことで、市町村が求める後方支援に即応でき、市町村のケース支援力の向上や子育て支援サービス拡充、市町村と児相との良好な関係維持、中央児相管轄地域の子どもの最善の利益の希求に繋がります。児童家庭相談のほとんどは地域支援により課題解決できる軽度中度のケースがほとんどであることから、児相としては、従来の在宅支援とは別に市町村支援に十分な人材を割く必要があります。

前述のような全国的に児相職員が不足しているなか、専門的職種を会計年度職員採用配置することで組織強化している自治体も多くあります。虐待対応相談における会計年度職員だけでなく、非行相談に特化した「非行相談専門員」、インテーク(受付相談)に特化した「受付相談専門員」等を複数配置し、チーム化することで効果を上げています。

非常勤職員であることから、月の勤務日数も少なく、他の職業とも兼業できることから、広く応募者を募ることが可能です。非行相談専門員については、警察官や少年補導職員、家庭裁判所調査官 OB 等を広く求めることができます。受付相談専門員では、医療系や障害福祉系の相談員等の分野から広く人材を求めることができます。正職員補充と並行して、会計年度職員を拡充し組織機能強化を図ることが重要です。

○児相職員の時間外勤務縮減への取り組み

職員の恒常的な時間外勤務の内容は、保護者の仕事が終わってからの面談や家庭訪問、その後の記録作成等が挙げられていました。記録に時間がかかってしまう状況への支援として、記録そのものを箇条書きにする、議事録等を短くまとめる研修を受ける等を検討いただきたいと思います。

ケースの進行管理を記録した児童台帳はどのケースもかなりの厚みがあり、SV インタビューでは、「記載されている内容には冗長な記載も多い」と悩まれていることもわかりました。記録の入力時間は、児相の残業時間の多くを占めており、今後は効果的な記録の書き方研修の実施や、AI 機器の効果的な活用をご検討ください。

また、医療分野で導入されているクラーク(事務業務や書類作成の補助者)を会計年度職員とすることで、複数職員訪問を確保でき、ケース担当職員の事務作業を大幅に軽減できます。加えて、運転士を配置することで、移動中に同乗職員はメモ整理や記録ができること、女性職員の単独家庭訪問を避けることができること、一時保護児童の移送等で安全性がより高まること等、多くの利点効果が期待できます。

さらに外勤先での待ち時間、移動時間にも児童相談システムにアクセスし、記録作成できるようモバイルパソコンを増やす、同時にシステムアクセス用のモバイル Wi-Fi ルーターを増やす等、職員の時間外勤務が減るよう環境整備を進める必要があります。

○公用携帯による時間外対応の検討

夜間・休日の安全確認や緊急対応として虐待対応については公用携帯電話を持ちまわりで使用されていました。同様のしくみで事業を展開している他自治体児相もありますが、この児相においても 24 時間 365 日、気がやすまらない気持ちの中、職員の目には見えない心身疲労感を助長していると考えられます。子どもの生命を脅かす虐待通告への対応は 24 時間まったなしで発生しますが、夜間・休日の待機職員の勤務改善には、民間機関の活用も含め県・関係機関(特に警察署)との抜本的な検討が必要です。

○より効果的な面談のためのホワイトボードの設置

和歌山県中央児相には多くの面談室があり、部屋の形や広さを含め、それぞれ少しずつ雰囲気異なり、来談者が過ごしやすいように配慮されていました。多くの来談者の中には聴覚情報だけでは、理解が厳しい方もいらっしゃいます。初めから来談者のそのような情報があれば事前に資料を準備できますが、そうでない(事前情報がない)場合の方がほとんどです。そこで、相談室にホワイトボードとボード用マジックを置くことを提案します。ホワイトボードを活用し、面談での記録をすることで、来談者への視覚的手掛かりの提示につながります。同席する中で記録することは、来談者の意向把握とともに、来談者と一緒に支援策を考える形にもなり、非常に効果的です。面談終了の際に、来談者にスマホで写真として保存してもらうことで、議事録にもなります。例外的に、待ち時間の子どもの落書きスペースにも活用することで、落書きから子どもの心情を推しはかる機会にもなります。各部屋へホワイトボードとボード用マジック(多色)の配置をご検討ください。

○フリーアドレス化した執務室において

フリーアドレス執務室の活用上、個々の職員の執務席が都度的になることで、得られる効果がある反面、事務文書等作成上で多くの個人情報を取り扱う児相では注意が必要です。執務席と一緒にパソコンやケースファ

イルも移動していくフリーアドレス執務室において、個々の業務用パソコンや外勤時のモバイル、あるいは児童記録票等のケースファイル等の管理方法について、個人情報保護の観点から、導入前に十分な検討、職員への周知を希望します。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.5	児童相談所の機能を十分に発揮するために必要な組織・体制が確保されているか	C
No.6	組織的な判断や対応が行える組織運営・体制となっているか	A
No.7	職場環境としての法令順守や環境改善に取り組んでいるか	A
No.8	児童相談所の業務の質の向上、効率化のための取り組みを実施しているか	S
No.9	児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員等の職員に必要な専門性が確保されるための取り組みを行っているか	B
No.10	情報の取り扱いが適切に行われているか	A
No.11	児童記録票等、必要な記録が適切に作成・管理されているか	B

第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理

－虐待から子どもの生命を守ることを第一とした判断・対応が行えているか

総 評
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
<p>【優れている点】</p> <p>○援助方針会議での意見交換は活発 事前のアンケートや所長からの説明では「援助方針会議では意見が少ない」ということでしたが、調査当日は参加した各職員間で、活発な議論がされていました。これからも審査当日のように様々な部署職員からの意見が出る雰囲気づくりに期待します。</p> <p>○適切な情報提供と移管の進行管理 他自治体への転居ケースの進行管理に大変ご苦労されている様子がうかがえましたが、現地調査で得た情報では、ケース進行管理は全国児童相談所長会の申し合わせ(R4 改正)に則り、適切でした。</p> <p>○援助方針会議での決定に向けた効果的なプログラムと ICT の実践 援助方針会議は ICT がフル活用されており、なかでも、PC 画面上のアイコンをクリックすると、発言だけではわかりにくい心理検査の描画やスリーハウス等が瞬時に確認できる仕組みは、素晴らしいアイデアでした。また、サインズ・オブ・セーフティアプローチはじめ、親子関係構築プログラム、トラウマケア等、ケースを支援する取り組みがボトムアップで活性化している様子も、現地ヒアリングや援助方針会議の中で確認できました。</p> <p>【今後の取組み提案】</p> <p>○受理会議の重要性 受理会議が定例的に開催されていませんでした。受理会議は、児相で受け付けたケースについて所長を交えて協議し、ケースの初動対応や、どの機関と連携が効果的を含め、指導・診断の方向性を確認する場としても重要です。また、来談者等の相談内容(主訴)と児相が援助の対象とすべき課題が異なる場合もあります。例えば週一回の援助方針会議の後に、前週の全ケースの受理案件を一覧表で提案するなどについてご検討ください。</p> <p>○援助方針会議での優先課題 援助方針会議に提案される内容や実施方法については自治体ごとに差異があるのは当然ですが、一時保護児童のケース進行管理に重きがおかれている印象を受けました。援助方針会議ではこうした事案を共有することも重要ですが、援助中の事案の終結・措置決定等を優先協議することもご検討ください。</p> <p>○在宅指導における児童福祉司指導と継続指導の適切な運用を 虐待ケースの在宅指導についてより適正な運用をご検討ください。指導内容としてどのような内容を準備し、計画化し保護者と児童に示しているかが、現地調査では十分確認できませんでした。また、令和4年度の事業概要では、虐待件数 1739 件の対応として、継続指導 432 件(24%)、児童福祉司指導 53 件(3%)と</p>

なっています。

継続指導が多い理由の一つとして、インタビューでは「その後の保護者との関係性を考慮して継続指導としている」旨などのコメントがありました。児相の指導に拒否的な保護者に対しては、子どもを守るために法的対応(面会通信の制限や接近禁止・親権停止など)を提案せざるを得ない事案となることも想定内で、その場合はそれまでの児相の行政指導の内容が司法からも問われることとなります。ケースの進行管理については、個別ケース会議や判定会議の場に随時、専門分野に長けた学識経験者を入れ、助言を得ることも効果的です。

○児童福祉司と児童心理司の役割分担の再考を

ケースワークを進行していく上で、子どもの担当は児童心理司、保護者の担当は児童福祉司という暗黙の了解があるとお聞きしましたが、児童相談所運営指針に即した運用を望みます。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.12	相談・通告の受付体制が確保されているか	A
No.13	相談・通告のあったケースに関し、必要な情報収集を迅速かつ的確に行っているか	A
No.14	受理会議が適切に開催され、組織的な検討・判断を行っているか	B
No.15	子どもの生命を最優先した、安全確認・安全確保が行われているか	A
No.16	一時保護の要否について適切な判断及び迅速な対応が行えているか	A
No.17	アセスメントに必要な調査が行えているか	A
No.18	アセスメントが適切に行われているか	A
No.19	特にリスクの高いケースについて、必要十分な調査及びアセスメントが行われているか	A
No.20	援助方針会議が、適切な頻度・タイミング、体制で開催されているか	A
No.21	援助指針(援助方針)の決定に際し、組織的に適切な判断が行われているか	A
No.22	援助指針(援助方針)の内容は適切か	A
No.23	市区町村(中核市および特別区を含む)がかかわるケースについて、援助指針(援助方針)に関する市区町村への説明や意見反映等を行っているか	A
No.24	在宅指導中の子どもと保護者に対する支援は適切に行われているか	B
No.25	指導や措置を行っているケースについての進行管理が適切に行われているか	A
No.26	指導や措置を行っているケースについて、市区町村に対する情報共有を適切に行っているか	A
No.27	児童相談所の所管の決定に関し、十分な検討が行われているか	A
No.28	「情報提供」または「ケース移管」を行う児童相談所における手続きが適切に行われているか	A
No.29	「情報提供」または「ケース移管」を受ける児童相談所における手続きが適切に行われているか	A

第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援

－社会的養護で生活する子どもへの支援の質を高め、子どもの権利を擁護しているか

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

【優れている点】

○施設、里親等との協働関係について

児童福祉施設、里親への措置児童は他県に比べて多い状況にありますが、委託にあたり、その支援方針について適切に検討されていることが調査でもわかりました。施設への定期的な訪問によるケースカンファレンスを続けていることにより、子どもの状況をタイムリーに知って支援計画に反映することに資する優れた取り組みです。

施設からの要望により、ライフストーリーワークを実施するなど、施設との密接な連携によって子どものニーズに沿った支援が行われています。

里親宅への訪問は、ガイドラインを設けて計画的に実施し、里親や子どもとの信頼関係の維持に努めています。

里親が保護者支援に直接かかわる事例からは、児相の支援方針を里親がよく理解して支援していることがうかがわれました。保護者がその経験をしたことで、別のきょうだいの措置先への信頼につながっていました。里親が児相の支援方針をよく理解して実践された結果と思われ、高く評価できます。

面会通信制限等が発生した場合に備え、常勤弁護士が対応する体制も整えられていました。

○子どもと児相の関係について

今回のこどもアンケートでは、施設にいる子どもからの回答が130件と非常に多く、措置児童にとっての児相の存在の大きさを感じました。

【今後の取り組み提案】

○措置児童への権利擁護について

こどもアンケートでは、施設にいる子どもの6割が、権利ノートを持っていないか、持っているかどうかはわからないと回答しています。また、施設入所中・里親委託中のこどもの半数は、施設や里親宅で生活するようになった理由の説明があったかどうか覚えていないとしています。施設や里親等の訪問時には、子どもと一緒に権利ノートを読み直すことで、子どもの権利について理解を高めることができると考えますのでご検討ください。

自立支援計画の策定、見直しにおいては、こどもの権利スタートアップマニュアルにあるように児相職員が子どもの意見聴取を行い、子どもの意見または意向を施設へ伝達して協議を進めることをご検討ください。

○社会的養護、社会資源の充実について

親子分離措置のニーズに比して措置先が不足しているため、措置に時間を要して一時保護期間が長期化する一因となることが考えられます。また県外施設への措置が少なくありません。県内の社会的養護体制の充実に対しては、引き続き関係機関への働きかけが求められます。地域での支援体制構築に向けた取り組みによって、在宅支援の拡大を模索することも必要と考えます。

一時保護中であっても、通学が可能な子どもを、地域の里親に受託すること、措置先として、医療や特別なケアを必要とする子どもを措置できる施設や里親を育成することなども、検討すべき課題でしょう。

○児童精神医療へのアクセス改善

地域に児童精神科が少なく、必要な時に入院治療を受けることが難しい状況です。児相のみで専門的な児童精神科医療の拡充を求めることは容易ではないため、精神保健福祉センター、保健所など、県の保健医療行政を巻き込んで、県内での精神科医療へのアクセス改善についてご検討ください。

東京都では、これまでも中央児相に「治療指導課」という、常駐の児童精神科医師の診断のもと、一時的に治療的ケア・観察を目的とした保護を担う部署を設置し、一定の効果をあげてきています。また、今年度から児童精神科病棟を有する医療機関との情報連携強化も目的の一つとした部署を立ち上げました。児相だけで解決できる問題ではないので、県レベルでの検討も視野に入れてください。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.30	社会的養護を必要とする子どもの援助指針(援助方針)の決定に関する判断・調整は適切に行われているか	A
No.31	里親委託・入所措置等による援助を開始するにあたり、援助者と十分な協議を行っているか	A
No.32	措置開始や措置変更等による援助内容の変更の際には、子どもの負担が少なくなるよう配慮した対応を行っているか	A
No.33	里親や施設等が行う援助内容等に関して必要な確認・助言・支援等を行っているか(指導委託・あっせん・里親委託・入所措置等)	A
No.34	援助指針(援助方針)の見直しが適切に行われているか	A
No.35	自立支援計画の見直しが適切に行われるよう、里親・施設との連携を密に行っているか	A
No.36	面会・通信制限や接近禁止命令は、適切な判断・手続きのもとで行われているか	A
No.37	里親や施設等において、児童相談所の介入・調整等が必要な事案が発生した場合に、適切に対応しているか	A
No.38	一時帰宅における対応が適切に行われているか	A
No.39	措置や指導等の終結の判断が、慎重かつ適切に行われているか	A
No.40	措置の解除後の援助について、十分に協議・調整をしているか	A
No.41	入所措置や一時保護の解除時及び解除後の子ども等に対する支援は適切に行われているか	A
No.42	こどもの状況に応じ、児童自立生活援助につなげ、必要な支援等を行っているか	A
No.43	18歳以上について、支援を行っているか	A

第V部 社会的養育の推進

－家庭養護や養子縁組、家庭支援などの社会的養育を推進するための取り組みが行えているか

総 評
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取り組みに関する提案 等
<p>【優れている点】</p> <p>○里親支援センターとの連携 新しく設置した里親支援センターとの連携により家庭養護体制を充実されているとともに、社会的養育を推進していくための部署があり、児相として積極的に取り組んでいこうとする姿勢が現地調査でわかりました。里親への委託選定に向けて地区担当と里親担当の連携会議も円滑に運用されていました。</p> <p>【今後の取り組み提案】</p> <p>○より多くの児相内職員を巻き込んだ家庭養護の理解と取り組み促進 「社会的養育の推進」についての回答は、「未回答」とされている職員がどの設問も40%以上ありました。この一因としては、この章立てが里親・養子縁組に特化しているため、家庭養護担当の部署以外の職員は、里親や里親支援センターとかかわる機会も少ないためとインタビューでわかりました。より多くの職員に家庭養護の理解を深めてもらえるよう、援助方針会議はじめ判定会議や日々のSV級職員との協議の中で、県が社会的養育推進計画に掲げている目標値や、家庭養護優先に奮闘されている現場部署のPRをもっとされてよいと思いました。</p> <p>○家庭養護の担い手の確保と育成が課題 家庭養護の担い手の確保と育成に御苦労されている様子がインタビューからうかがえましたが、和歌山県社会的養育推進計画に定めた高い数値目標(例えば、必要とされる里親数として R6 年度=198 世帯→R11 年度=270 世帯)の達成に向けて、里親支援センターと緊密な連携を続けてください。</p> <p>○保護者の同意確保への努力 里親委託を困難にしている要因には、過去いくつかの研究論文からも多々指摘されています。しかし、養育里親への委託が「保護者の同意がとれない」という理由をもって委託できないということについては、子どもの最善の利益を追求する児相側の保護者説得への努力が求められます。 そのためには、保護者目線で里親制度を紹介し、里親への委託が子どもの発達に寄与することや、委託の目標が家庭復帰であることを明記した他児相のパンフレットを参考にすることもご検討ください。</p> <p>○未委託家庭への取り組み促進 一方で里親への事前アンケートでは、「里親の登録数は増えているはずなのに、いっこうに委託されない」という不満意見もありました。未委託家庭の育成・活用は全国児相の課題となっているところですが、未委託里親の特徴にも留意した短期委託(一時保護含む)などへの養育機会提供も検討を続けてください。</p> <p>○行政(児相)と民間事業者の役割の明確化 全国的に家庭養護への里親支援センター等民間事業者の参入が進んでいきますが、その中であって、児相(行政)の役割と責務は何かについて、今後も実践を重ねる中で検討を続けてください。例えば委託になかなか</p>

納得しない保護者や、親権者が所在不明となった場合は、常勤弁護士を活用し、児童福祉法 28 条に基づく申し立てを見相長が家庭裁判所に行うなど、見相に与えられた法的権限を適切に運用し、引き続き子どもの最善の利益を追求していただきたいと思います。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.44	家庭養護を推進するためのフォスティング業務の実施体制の構築に取り組んでいるか	A
No.45	養子縁組を行うにあたり、必要な判断・手続き等が適切に行われているか	A
No.46	養子縁組成立後も必要な支援等を行っているか	A

第Ⅵ部 家族とのかかわり・家族への支援

- － 子どもの権利・最善の利益の擁護のために家庭と向き合っているか
- 家族に対して必要な支援が行えているか

総 評
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
<p>【優れている点】</p> <p>○家族や子どもの権利を尊重する家族支援 サインズ・オブ・セーフティ・アプローチの手法を積極的に取り入れ、当事者を尊重し、子どもの権利保障をめざし、共に歩むかかわりを目指しています。また、子どもや家族への説明では、イラストを用いた資料を場面に応じて用意し、適切な理解を促しています。何年にもわたる家族の支援で担当が変わっても、家族との基本的な向き合い方は一貫している様子を感じられました。引継ぎも適切に行われているものと思われまます。</p> <p>○知的障害や非行相談への心理職の参加 虐待相談に限らず、貴所では知的障害や非行に関する相談も多く、児童福祉司とともに心理職の方々の専門性に依拠している業務も多くありました。特に非行相談については、保護者の理解も進まず、子どもへの動機づけも難しいなか、今年度からあらたにできた心理判定課の心理職の方々が問題解決に尽力されていることが現地調査からもわかりました。</p> <p>【今後の取組み提案】</p> <p>○支援計画の言語化、市町村との連携 自己評価アンケートでは、計画的な在宅支援に弱さを感じているようです。充実のためには、支援計画をより具体的に言語化すること、市町村を巻き込んだ支援体制を検討することが考えられます。</p>

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.47	適切な場面において、保護者に対する説明と意見聴取を行っているか	A
No.48	保護者の理解・同意を得られるよう努めているか	A
No.49	保護者への在宅指導は、計画に基づき適切に行われているか	A
No.50	親子関係再構築に向けた適切な指導・支援を行っているか	A

第Ⅳ部 市区町村や関係機関との連携

- － 児童相談所の機能を発揮するための連携体制を構築しているか
- 児童相談所の機能・専門性を活かした地域支援を行っているか

総 評
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
<p>【優れている点】</p> <p>○児童家庭支援センターの活用</p> <p>児童家庭支援センターへの指導委託を多く活用し、子どもやその世帯に必要な支援内容ごとに、児相が主体となるべきケースと地域主体となるべきケースの棲み分け、役割分担を明確に行っている点は高く評価できます。住民にとっても、地域の身近な相談支援機関が関わることは、より安心感を得ることができ、児相としても、より緊急性と専門性の高い支援を必要とする子どもやその世帯に注力することができます。今後も子ども家庭庁の示す児童家庭支援センターの指導委託等促進事業費の調整・確保を県庁主管課とすすめ、当該事業の活用拡充を希望します。</p> <p>○市町村等関係機関との連携について</p> <p>ヒアリングで関係者会議が適切なタイミングで実施されていること、児相として市町村等関係機関との連携の必要性を認識していること、よりよい関係を作っていくと努力されていることが確認できました。管轄市町村要対協との連携だけでなく、警察機関や検察機関、法医学を含む医療機関との連絡会議等が開催されており、役割分担や連携方法を明確にする機会が保持されていることは評価できます。</p> <p>【今後の取組み提案】</p> <p>○地域の子育て支援を含む社会的養育への児相の参画について</p> <p>事例調査や援助方針会議の中で、在宅支援のケースにおける子育て支援サービス等の地域資源の利用が少ない印象を受けました。市町村ごとにサービス種類や量が異なることが多い中、住む地域によって子どもやその世帯への支援が限定されているような状況があるとすれば、非常に大きな問題です。社会資源の少なさは、養育疲れ等のレスパイトケースでも行政処分である児相の一時保護となってしまいます。</p> <p>このような保護ニーズの混在は、児相の一時保護所運営をより厳しくする場合があります。虐待等のない養育支援レベルの比較的軽度なケースは、地域の社会資源や子育て支援事業等による対応が望ましいことから、児相としても管轄地域の子育て支援計画等に積極的にかかわる姿勢が求められます。管轄の市町村、要対協、こども家庭センターの強化、の必要性や市町村子育て支援メニューの拡充を意識して、取り組むことが重要です。</p> <p>まずは管轄市町村にどのような子育て短期支援サービスがあるのか、利用できるサービス量はどの程度か、民間子育て支援の社会的資源はどのような支援ができるのかを確認する必要があります。例えば、里親や自立援助ホーム等に地域のトワイライトステイやショートステイなどの預かり型子育て支援サービスが展開できるよう、児相の立場から県の作成する社会的養育計画をふまえて、管轄地域へ積極的に助言する、あるいは児相が覚知している子育て支援の先進事例や制度情報等を管轄市町担当者にメーリングリスト等で情報提供する等が挙げられます。</p>

このような業務連携をすすめる上でも、市町村後方支援チームを編成する必要があります。市町村支援担当児童福祉司を配置すれば、市町村支援担当児童福祉司が個別ケース担当との連絡調整に入ることによって、連携を円滑に行なうことができます。児相の機能を十分に発揮するためにも、早急に市町村支援担当児童福祉司の配置が必要と考えます。

○市町村の子ども家庭相談等を行う職員の資質向上に関する取り組みについて

市町村アンケートから「児童相談所と良好な連携関係である」と回答されていますが、「児童相談所に相談しづらい」等の回答も見受けられます。また、アンケートからは児相業務や子ども家庭福祉全体への理解の弱さが見え、児相からの積極的なアプローチが必要な状態と感じられました。

管轄市町村のケースワーク等支援力を上げるため、児相が取組めることとして、「市町村の家庭児童相談担当者に、児相の受理会議・援助方針会議等へ定期的にオブザーバー参加してもらうこと」、また「市町村の家庭児童相談担当者を実務研修として定期的に受け入れ、児童福祉司と協働する場を持つ(新しくなった広い執務室に市町用の机を置き、実務実習として人的交流を常時受け入れできるようにすること)」等により、市町村が児相の検討プロセスや判断根拠を知る機会となり、同じ児童家庭支援機関としての支援方法や援助技術等共有化が進みます。

加えて、児相職員も、管轄の市町村の受理会議等に定期参加し、家庭訪問に同行する等の方法で交流を深めることも考えられます。具体的に目に見える形で市町と児相協働との双方向支援の在り方を検討することが重要です。

○市町村要対協への組織的な関わりとして

管轄市町村のケース会議や個別支援会議等に担当職員が参加した後、課長級等の職員から先方市町村担当者へ架電し、「〇〇と報告を受けています」「今後ともよろしく願います」と会議開催の感謝を伝えながら、会議結果について所内周知していること、児相が組織的に市町村対応していることを積極的に示すことが重要です。組織的な対応を示すことで、担当職員に市町村からのベクトルが集中しないようにし、市町村も組織的な方針検討が進み、結果、良好な関係維持を図ることが可能になります。

○児童福祉審議会の更なる活用

「家庭復帰のためのチェックリスト」等の共通アセスメントツールをしっかりと用いて市町村とケース共有していますが、児相が決定した援助方針の受け入れが厳しい市町村もあるようです。児相の援助方針と地域の方針に乖離がある場合に、児童福祉審議会へ意見聴取を行うことができます。得られる意見は、児相への助言となり、援助方針の後ろ盾にもなりうるものです。他県では児童福祉審議会をオンライン開催し、児相の様々な状況を挙げ、より近い距離感で審議が進められている例もあります。県庁主管と調整をすすめ、子どもの権利擁護の以外の部分でも、児童福祉審議会をもっと活用し、児相全体のバックアップ体制が強化されることを期待します。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.51	関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっているか	A
No.52	児童相談所と市区町村との連携強化を図るための取り組みをしているか	B
No.53	市区町村からの相談等について、迅速かつ適切に対応しているか	A
No.54	市区町村が行う相談対応・調査・指導に対し、必要な支援等を行っているか	A
No.55	要対協の運営において、児童相談所として求められる役割・機能を果たしているか	A
No.56	市区町村の子ども家庭相談等を行う職員の資質向上に関する取り組みを実施しているか	B
No.57	児福審からの意見聴取や報告を適切に行っているか	A